筑後市ふるさと応援団設置要綱

(設置)

第1条 筑後市(以下「市」という。)の魅力を広く全国に発信することにより、市の知名度の向上を図り、市への観光客の誘致、定住の促進等に寄与するため、筑後市ふるさと応援団 (以下「応援団」という。)を置く。

(応援団)

第2条 応援団は、団員をもって構成する。

(活動内容)

第3条 団員は、市のイメージアップにつながる情報発信を行 う。

(登録)

第4条 団員として活動しようとする者は、市長の登録を受け なければならない。

(登録の申込み)

- 第5条 団員として登録を受けようとする者(以下「申込者」 という。)は、筑後市ふるさと応援団登録申込書(別記様式) を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、団員として登録を行うものとする。
- 3 市長は、前項による登録をしたときは、団員に対し、筑後市ふるさと応援団団員証を交付する。

(排除対象者)

- 第6条 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、団員から排除する者(以下「排除対象者」という。)として登録を行わないものとする。
 - (1) 筑後市暴力団排除条例(平成22年条例第17号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

- (2) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員 と密接な関係を有するもの
- 2 市長は、申込者が排除対象者であるかについて、警察に照 会することができる。

(登録の抹消)

- 第7条 市長は、団員が次のいずれかに該当するときは、第5 条第2項の登録を抹消するものとする。
 - (1) 退団の申出があったとき。
 - (2) 居所不明になったとき。
 - (3) その他団員としてふさわしくない行為があったとき。 (団員の支援)
- 第8条 市長は、団員の活動を支援するため、団員に対し、観 光パンフレット、広報紙、名刺台紙等の提供を行うものとす る。

(庶務)

- 第9条 応援団の庶務は、総務部企画財政課において処理する。 (委任)
- 第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。